

2008年7月23日のフランス共和国憲法改正

三輪 和宏

【目次】

- I 背景
- II 国会審議と採択
- III 改正憲法の概要

I 背景

2007年4、5月のフランス大統領選挙で当選したニコラ・サルコジ候補は、選挙公約の1つに、第5共和制(1958年～)の統治機構改革を掲げた。これは、少数のエリートに権力が集中しているフランス社会の現状に対する国民の批判を真摯に受け止めたものとされている。就任後の2007年7月に、サルコジ大統領は、「第5共和制の諸制度の近代化と均衡回復に関する検討及び提案委員会(通称バラデュール委員会)」を設置し、憲法改正を中心とする統治機構改革の検討を行わせた。同委員会は、10月29日に大統領に対して、77項目の具体的な提案を含む詳細な報告書を提出した。この報告書が、今回の憲法改正の基本になっている。

報告書の内容に対して、サルコジ大統領は、自らの見解をフィヨン首相宛ての11月12日付け書簡で明らかにし、首相に対して政府提出憲法改正法律案の策定を早急に行うように求めた。これを受けて、政府は、各政党の広範な合意形成が可能と思われる同法律案の策定を急いだ。2008年4月23日には、同法律案が閣議決定され、大統領から国民議会に提出された。

II 国会審議と採択

同法律案は、国民議会では、憲法的法律・法律・共和国一般行政に関する委員会での審査を経て、2008年7月9日に第2読会で最終的に可決された。元老院では、憲法的法律・法律・普通選挙・命令・一般行政に関する委員会での審

査を経て、7月16日に第2読会で最終的に可決された。その後、憲法第89条第3項の規定に従って、両院可決後の憲法改正法律案は、憲法改正のための両院合同会議に提出され、7月21日に採決がなされ承認が与えられた。

両院合同会議での採決結果は、有効投票数896、賛成票539、反対票357で、賛成率60.2%。可決となる最少賛成票数538を1票上回るという僅差の可決であった。党派的には、右派・与党の国民運動連合会派(UMP)から、反対票7、保留票1が出たものの、他党派・無所属から71という大量の賛成票を得て、可決に至った。内容的には、国会審議の過程で、若干の修正が入ったが、おおむね上記の報告書及び大統領の書簡に一致する改正であった。可決された憲法改正法律案は、7月23日に大統領により審署され、「第5共和制の諸制度の近代化に関する2008年7月23日憲法的法律第2008-724号(Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République)」となり、翌日の官報に掲載され公布された。

この憲法的法律の施行日は一律ではなく、条項により3通りに分かれている。すなわち、①2008年7月24日、②2009年3月1日、③関連する組織法律又は法律に定める要件下で施行の3通りである。③については、最近になり、関連する組織法律等が制定されるようになってきている。

III 改正憲法の概要

第5共和制の下では、今回を含めて24回の憲法改正が行われている。今回の改正は、その中でも最大の改正と言われ、第5共和制の統治機構の在り方に、大きな変更を加えるものであっ

た。その概要は、次の通りである。また、主要な条項に関する解説は、別稿^(注4)を参照いただきたい。

なお、括弧内の条文は、改正法律の条文数ではなく、改正後の共和国憲法 (La Constitution du 4 octobre 1958) の条文数を示す。

1 基本理念・主権

- ① 男女の平等参画 (第1条)
- ② 多元主義的な意見表明の保障、政党の公平な参加の保障 (第4条第3項)

2 大統領制の改革

- ① 大統領の多選制限 (第6条第2項)
- ② 大統領の任命に関する国会の常任委員会による拒否権の創設 (第13条第5項)
- ③ 大統領の非常事態権限行使に対する憲法院の審査の創設 (第16条第6項)
- ④ 大統領の国会 (両院合同会議) における声明の創設 (第18条第2項)

3 国民投票制度の拡充

国民投票制度の拡大 (国民発案型国民投票の一種の導入等) (第11条)

4 国会改革

- ① 国会の機能として、政府の行為の監視、公共政策の評価を明示 (第24条第1項)
- ② 国民議会議員数、元老院議員数の上限の設定 (第24条第3、4項)
- ③ 国民議会における在外フランス人代表の導入 (第24条第5項)
- ④ 国会議員が政府構成員 (大臣等) に就いた場合における、国会議員辞職後の復職の容認 (第25条第2項)
- ⑤ 国民議会選挙の選挙区画定・両院の選挙での議席配分に関する独立委員会の創設 (第25条第3項)

- ⑥ 計画化法律に関する憲法規定の創設 (第34条第6・7項、第70条)
- ⑦ 公共財政の複数年にわたる方針の法定化、会計均衡目標の導入 (第34条第7項)
- ⑧ 決議の導入 (第34条の1)
- ⑨ 政府の軍事力介入決定に関する国会への通知と承認 (第35条第2～4項)
- ⑩ 政府提出法律案の提出・審議の要件の厳格化 (第39条第3、4項)
- ⑪ 議員提出法律案の審議の要件の厳格化 (第39条第5項)
- ⑫ 本会議における審議の対象を、原則として委員会可決の法案とする (第42条第1、2項)
- ⑬ 委員会の審査時間の充実 (第42条第3項、第46条第2項、第89条第2項)
- ⑭ 常任委員会数の上限の引き上げ (第43条第1項)
- ⑮ 法律案に関する修正権の抑制 (第44条第1項)
- ⑯ 両院合同委員会の開催要件の緩和 (第45条第2項)
- ⑰ 各議院による本会議の議事日程決定権の強化 (第48条)
- ⑱ 行政監視・公共政策評価に関する本会議の議事日程の明示 (第48条第4項)
- ⑲ 反対会派・少数会派の要求に基づく本会議の議事日程の明示 (第48条第5項)
- ⑳ 政府に有利な「49-3」の議事手続きの限定^(注5) (第49条第3項)
- ㉑ 政府の責任が問われない政府声明 (政府の政策表明) の創設 (第50条の1)
- ㉒ 会派の権利、反対会派・少数会派の特別な権利の明示 (第51条の1)
- ㉓ 行政監視・公共政策評価を行うための情報を収集する調査委員会の創設 (第51条の2)

5 会計検査院の改革

会計検査院の機能強化 (第47条の2)

6 司法改革

- ① 具体的案件に係る違憲審査制の導入(第61条の1、第62条第2項)
- ② 司法官職高等評議会の民主化(大統領主宰制の廃止、国家機構に属さない構成員の充実等)(第65条)

7 その他の国家機関の改革

- ① 経済・社会評議会から経済・社会・環境評議会への改組(第69～71条)
- ② 人権関係のオンブズマン(権利擁護官)の創設(第71条の1)

8 地方公共団体

新たに地方公共団体になったサンバルテルミーとサンマルタンの明示(第72条の3第2項)

9 EU関係の改革

- ① EU・ECで作られる法令案の政府による国会に対する提出義務(第88条の4第1項)
- ② 国会の欧州に関する決議の明示(第88条の4第2項)
- ③ 欧州問題を管轄する国会の委員会の設置(第88条の4第3項)
- ④ EU・ECへの他国の加盟条約の批准手続きに関する選択肢拡張(第88条の5)

10 その他の特徴的な改正

- ① 地域語^(注6)への配慮規定の創設(第75条の1)
- ② フランス語圏への言及(第87条)

注

- (1) “Constitution: modernisation des institutions de la Ve république” 国民議会ホームページ <http://www.assemblee-nationale.fr/13/dossiers/reforme_5eme.asp>; “PROJET DE LOI CONSTITUTIONNELLE DE MODERNISATION DES INSTITUTIONS DE LA VE RÉPUBLIQUE” 元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/>

dossierleg/pjl07-365.html>. なお、インターネット情報は、すべて2009年4月20日に確認したものである。

- (2) ①の条項の施行日は、公布日の7月24日が原則であるが、審署日の7月23日には官公庁に限って既に効力を発している。滝沢正『フランス法(3版)』三省堂, 2008, p.271.
- (3) 例: 憲法第25条の適用に関する2009年1月13日組織法律第2009-38号。
- (4) 三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」『レファレンス』700号, 2009.5.
- (5) 首相が、法律案について政府の信任をかける(信を問う)という手続きを経ることにより、不信任動議が24時間以内に可決されない限り、国民議会での法律案を採択させることができるという手続き。憲法第49条第3項で規定。
- (6) プルターニュ語、バスク語、カタルーニャ語、オック語、アルザス語、コルシカ語など。

【フランス語条項の原典】

- ① La Constitution- La Constitution du 4 Octobre 1958 Legifrance.gouv.fr ホームページ <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/constitution/constitution2.htm#preambule>>
- ② LOI constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 Legifrance.gouv.fr ホームページ <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019237256&categorieLien=id>>

【注以外の参考文献】

- ① Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 10e ed., Paris: Dalloz, 2007.
- ② François Luchaire et al., *La Constitution de la République française: Analyses et commentaires*, 3e ed., Paris: Economica, 2009.
- ③ Constitution of 4 October 1958 フランス国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/english/8ab.asp#TITLE%20V>>
- ④ 高橋和之編『世界憲法集(新版)』岩波書店, 2007,

pp.274-325.

- ⑤ 初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006, pp.209-248.
- ⑥ 阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第3版)』有信堂高文社、2005, pp.386-406.
- ⑦『フランス共和国憲法概要(参憲資料第3号)』参議院憲法調査会事務局, 2001.6.

なお、翻訳は、改正後条項・改正前条項ともに当室で新たに行ったものである。ただし、改正前条項については、著作者・出版社の了解を得た上で、参考文献の④又は⑤の訳文をそのまま採用した部分があることを付記させていただく。

また、⑥の改訂版となる阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第4版)』有信堂高文社(近刊)が、現行フランス憲法の邦訳を掲載する予定である。

(みわ かずひろ・政治議会課憲法室)

2008年7月23日付けフランス共和国憲法改正に関する新旧対照表

La Constitution du 4 octobre 1958 modifiée par loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008
de modernisation des institutions de la Ve République

(注1)
調査及び立法考査局政治議会課憲法室 訳

【凡例】

新旧対照表は、2008年7月23日(第24次)改正憲法と2008年2月4日(第23次)改正憲法との対照表である。形式は、通例よりも細かなものとし、改正の字句を下線で示して明確にした。条項の訳出に当たっては、改正された項のみならず、改正の項と同一の条の中にある他の項についても全部訳出し、前後関係を明確にした。

改正前条項の欄における〔新設〕 〔挿入〕のサインは、改正後に条項・字句が新規に設けられたり、挿入されたりしたことを表す。改正後条項の欄における〔削除〕のサインは、改正後に条項・字句が削られたことを表す。各条の見出しと訳文中の〔 〕で括った字句は、フランス語原文には存在しないが、参考文献を参照にしつつ、理解の便のため訳者が付したものである。

施行日に応じて、次のサインを条項番号の後に付した。

* …… 2009年3月1日施行

(第41～43条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条の1、第51条の1、第51条の2)

※ …… 関連組織法律又は法律に定める要件下で施行

(第11条、第13条、第25条第3項、第34条の1、第39条、第44条、第56条、第61条の1、第65条、第69条、第71条の1、第73条)

無印 …… 2008年7月24日施行(解説部分の注(2)参照)

(改正後条項)

第1条〔共和国の基本理念〕

- 1 フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出自、人種又は宗教の差別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する。フランスは、あらゆる信条を保障する。フランスは、地方分権的に組織される。
- 2 選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される。

第1章 主権

第3条〔主権の帰属・選挙〕

- 1 国の主権は、人民に帰属し、人民はそれを代表者を通じて、及び国民投票の方法で行使する。

(改正前条項)

第1条〔共和国の基本理念〕

フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出自、人種又は宗教の差別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する。フランスは、あらゆる信条を保障する。フランスは、地方分権的に組織される。

〔新設。旧第3条第5項から移動・字句追加〕

第1章 主権

第3条〔主権の帰属・選挙・平等参画〕

- 1 国の主権は、人民に帰属し、人民はそれを代表者を通じて、及び国民投票の方法で行使する。

- 2 人民のいかなる部分も、又はいかなる個人も、その行使を占奪してはならない。
- 3 選挙は、憲法に定める要件の下で、直接選挙又は間接選挙で行うことができる。選挙は、常に普通、平等かつ秘密とする。
- 4 選挙人となるのは、法律に定める要件の下で、民事上及び政治上の権利を享有するすべての男女の成年フランス国民である。
[削除。新第1条第2項へ移動・字句追加]

第4条〔政党・政治団体〕

- 1 政党及び政治団体は、選挙による意思表示に協力する。それらの結成及び活動は、自由である。それらは、国民主権及び民主主義の原理を尊重しなければならない。
- 2 政党及び政治団体は、法律に定める要件の下で、第1条第2項に表明された原理の実施に貢献する。
- 3 意見の多元主義的な表明並びに国民の民主主義的〔政治〕生活における政党及び政治団体の公平な参加は、法律により保障される。

第2章 共和国大統領

第6条〔任期・選挙〕

- 1 共和国大統領は、任期5年で直接普通選挙により選出される。
- 2 何人も、連続して2期を超えて在任することができない。
- 3 本条適用の方式は、組織法律により定める。

第11条※〔法律案の国民投票〕

- 1 共和国大統領は、官報に公示された国会会期中の政府提案又は両議院共同提案に基づき、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の政治的、経済的、社会的若しくは環境的政策及びそれに貢献する公役務に関連した諸改革に関する政府提出法律案、又は違憲ではないが諸制度の運営に影響を及ぼすと考

- 2 人民のいかなる部分も、又はいかなる個人も、その行使を占奪してはならない。
- 3 選挙は、憲法に定める要件の下で、直接選挙又は間接選挙で行うことができる。選挙は、常に普通、平等かつ秘密とする。
- 4 選挙人となるのは、法律に定める要件の下で、民事上及び政治上の権利を享有するすべての男女の成年フランス国民である。
- 5 選挙による任務及び職務〔挿入〕に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される。

第4条〔政党・政治団体〕

- 1 政党及び政治団体は、選挙による意思表示に協力する。それらの結成及び活動は、自由である。それらは、国民主権及び民主主義の原理を尊重しなければならない。
- 2 政党及び政治団体は、法律に定める要件の下で、第3条最終項に表明された原理の実施に貢献する。
[新設]

第2章 共和国大統領

第6条〔任期・選挙〕

- 1 共和国大統領は、任期5年で直接普通選挙により選出される。
[新設]

- 2 本条適用の方式は、組織法律により定める。

第11条〔法律案の国民投票〕

- 1 共和国大統領は、官報に公示された国会会期中の政府提案又は両議院共同提案に基づき、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の政治的、経済的若しくは社会的政策及びそれに貢献する公役務に関連した諸改革に関する政府提出法律案、又は違憲ではないが諸制度の運営に影響を及ぼすと考えられる条約

- | | |
|--|--|
| <p>られる条約の批准を承認する政府提出法律案を、いずれも国民投票に付託することができる。</p> | <p>の批准を承認する政府提出法律案を、いずれも国民投票に付託することができる。</p> |
| <p>2 国民投票が政府提案に基づき行われる場合には、政府は、各議院において声明を発し、それに続けて討論が行われる。</p> | <p>2 国民投票が政府提案に基づき行われる場合には、政府は、各議院において声明を発し、それに続けて討論が行われる。</p> |
| <p>3 <u>第1項に定める対象についての国民投票は、選挙人名簿に登録された選挙人の10分の1に支持される、国会議員の5分の1の発案により行うことができる。この発案は、議員提出法律案の形式をとり、及び公布されてから1年未満の法律の規定について廃止を対象とすることはできない。</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p>4 <u>この提出の要件及び憲法院による前項の規定の遵守に係る監視の要件は、組織法律により定める。</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p>5 <u>この議員提出法律案が組織法律に定められた期限内に両議院により審議されない場合には、共和国大統領は、これを国民投票に付託する。</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p>6 <u>この議員提出法律案がフランス国民により採択されない場合には、同一の問題についてのいかなる新たな国民投票付託案件も、投票日から2年を経過する前に提出することができない。</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p>7 国民投票により政府提出法律案又は議員提出法律案の採択が決定された場合には、共和国大統領は、投票結果の公表後15日以内にこの法律を審署する</p> | <p>3 国民投票により政府提出法律案[挿入]の採択が決定された場合には、共和国大統領は、投票結果の公表後15日以内にこの法律を審署する。</p> |
| <p>第13条※[オールドナンスの署名・文武官任命等]</p> | <p>第13条[オールドナンスの署名・文武官任命等]</p> |
| <p>1 共和国大統領は、閣議で決定されたオールドナンス及びデクレに署名する。</p> | <p>1 共和国大統領は、閣議で決定されたオールドナンス及びデクレに署名する。</p> |
| <p>2 共和国大統領は、国の文官及び武官を任命する。</p> | <p>2 共和国大統領は、国の文官及び武官を任命する。</p> |
| <p>3 コンセイユ・デタ評定官、賞勲局総裁、大使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、第74条の規定により規律される海外地方公共団体及びニューカレドニアにおける国の代</p> | <p>3 コンセイユ・デタ評定官、賞勲局総裁、大使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、第74条の規定により規律される海外地方公共団体及びニューカレドニアにおける国の代</p> |

表、将官、大学区長並びに中央行政省庁の長は、閣議で任命する。

- 4 閣議で任命する他の官職及び共和国大統領の任命権を自己の名において行使させるように委任するための要件は、組織法律により定める。
- 5 第3項に定めるもの以外の官職又は職務で、権利及び自由の保障又は国民の経済生活及び社会生活の重要性により、それらに関する共和国大統領の任命権が各議院の所管の常任委員会から公的な意見を得た後^(注2)に行使されるものは、組織法律により定める。共和国大統領は、各委員会の反対票の〔両委員会の〕和が、両委員会で示された表決数〔の和〕の5分の3以上になる場合には、任命を行うことができない。その官職又は職務に応じて所管の常任委員会を法律により定める。

第16条〔非常事態権限〕

- 1 共和国の制度、国の独立、領土の保全又は国際的取極めの履行が重大かつ切迫した脅威にさらされ、かつ、憲法上の公権力の正常な運営が妨げられた場合には、共和国大統領は、首相、両議院議長及び憲法院に公式に諮問した後に、状況により必要とされる措置をとる。
- 2 共和国大統領は、教書を発してこの措置を国民に通知する。
- 3 この措置は、憲法上の公権力機関にその任務を果たすための手段を最短期間のうちに確保させるという意向に基づくものでなければならない。憲法院は、それに関して諮問を受ける。
- 4 〔この場合に〕国会は、当然に集会する。
- 5 国民議会は、非常事態権限の行使中に解散することができない。
- 6 非常事態権限の行使から30日後に、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議會議員又は60人の元老院議員は、第1項に定める要件が依然として備わっているか否かの審査の

表、将官、大学区長並びに中央行政省庁の長は、閣議で任命する。

- 4 閣議で任命する他の官職及び共和国大統領の任命権を自己の名において行使させるように委任するための要件は、組織法律により定める。

〔新設〕

第16条〔非常事態権限〕

- 1 共和国の制度、国の独立、領土の保全又は国際的取極めの履行が重大かつ切迫した脅威にさらされ、かつ、憲法上の公権力の正常な運営が妨げられた場合には、共和国大統領は、首相、両議院議長及び憲法院に公式に諮問した後に、状況により必要とされる措置をとる。
- 2 共和国大統領は、教書を発してこの措置を国民に通知する。
- 3 この措置は、憲法上の公権力機関にその任務を果たすための手段を最短期間のうちに確保させるという意向に基づくものでなければならない。憲法院は、それに関して諮問を受ける。
- 4 〔この場合に〕国会は、当然に集会する。
- 5 国民議会は、非常事態権限の行使中に解散することができない。

〔新設〕

ために、憲法院に付託することができる。憲法院は、可及的速やかに公的な意見により裁定する。憲法院は、非常事態権限の行使から60日後はいつでも、当然にこの審査を行い、及び同一の要件により裁定する。

第17条〔恩赦〕

共和国大統領は、個人ごとに恩赦を行う権限を有する。

第18条〔教書・声明〕

- 1 共和国大統領は、国会の両議院に意思を伝達するために教書を読み上げさせるが、^(注3)それに続けて討論は行わない。
- 2 共和国大統領は、その目的のために両院合同会議として招集される国会を前にして、発言することができる。この声明は、大統領が出席することなく討論の対象とすることができるが、いかなる表決の対象ともしない。
- 3 会期外の場合には、国会の両議院は、特にこの目的のために集会する。

第4章 国会

第24条〔任務・構成〕

- 1 国会は、法律を議決する。国会は、政府の行為を監視する。国会は、公共政策を評価する。
- 2 国会は、国民議会及び元老院から成る。
- 3 国民議会議員は、直接選挙により選出される。その数は577人を超えてはならない。
- 4 元老院は、間接選挙により選挙される。その議員数は348人を超えてはならない。元老院は、共和国の地方公共団体代表を保障する。〔削除。旧第3項第3文は新第5項として新設・字句追加〕
- 5 フランス国外に居住するフランス人は、国民議会及び元老院において代表される。

第25条〔権限期間等・補充議員・独立委員会〕

- 1 各議院の権限期間〔議員任期〕、議員定数、歳費、被選挙資格並びに被選挙欠格及び兼職

第17条〔恩赦〕

共和国大統領は、〔挿入〕恩赦を行う権限を有する。

第18条〔教書〕

- 1 共和国大統領は、国会の両議院に意思を伝達するために教書を読み上げさせるが、それに続けて討論は行わない。
〔新設〕
- 2 会期外の場合には、国会は、特にこの目的のために集会する。

第4章 国会

第24条〔構成〕

- 〔新設。新第1項第1文は、削除された旧第34条第1項と同趣旨〕^(注4)
- 1 国会は、国民議会及び元老院から成る。
 - 2 国民議会議員は、直接選挙により選出される。〔挿入〕
 - 3 元老院は、間接選挙により選挙される。〔挿入〕元老院は、共和国の地方公共団体代表を保障する。フランス国外に居住するフランス人は、〔挿入〕元老院において代表される。
- 〔新設。旧第3項第3文を新第5項として新設・字句追加〕

第25条〔権限期間等・補充議員〕

- 1 各議院の権限期間〔議員任期〕、議員定数、歳費、被選挙資格並びに被選挙欠格及び兼職

禁止の制度は、組織法律により定める。

- 2 また、議席が欠員となった場合における関係議院の全体又は一部の改選〔国民議会総選挙又は元老院一部改選通常選挙〕までの間に関する国民議会議員若しくは元老院議員の代替又は各議院の議員が政府の職務を受諾した際の一時的な代替を保証するための人員〔補充議員〕を選出する要件も、組織法律により定める。

- 3※ 法律により構成並びに組織及び運営の規則を定められる独立委員会は、国民議会議員選挙の選挙区の画定又は国民議会議員若しくは元老院議員の議席配分の修正に関する政府法令案及び議員提出法律案について、公的な意見により裁定する。

(第25条第2項に関する経過規定)^(注5)

「各議院の議員が政府の職務を受諾した際の一時的な代替」については、組織法律施行日より前にこの職務を受諾していた国民議会議員及び元老院議員に対しても適用されるが、同日においてこの職務をなお果たしており、かつ、選挙された国会議員職がまだ満了していない場合に限られる。

第34条〔法律事項〕

〔削除。同趣旨の規定を新第24条第1項第1文に新設〕

- 1 次に掲げる事項に関する規則は、法律により定める。
- 一 公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障。マスメディアの自由、多元主義及び独立。市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課される義務。
 - 一 国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度、相続及び無償譲与
 - 一 重罪及び軽罪の決定並びにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。

禁止の制度は、組織法律により定める。

- 2 また、議席が欠員となった場合における関係議院の全体又は一部の改選〔国民議会総選挙又は元老院一部改選通常選挙〕までの間に関する国民議会議員又は元老院議員の代替〔挿入〕を保証するための人員〔補充議員〕を選出する要件も、組織法律により定める。

〔新設〕

〔新設〕

第34条〔法律事項〕

- 1 法律は、国会により議決される。
- 2 次に掲げる事項に関する規則は、法律により定める。
- 一 公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障。〔挿入〕市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課される義務。
 - 一 国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度、相続及び無償譲与
 - 一 重罪及び軽罪の決定並びにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。

- あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式。
通貨発行制度。
- 2 また、次に掲げる事項に関する規則も、法律により定める。
- 国会両議院、地方議会及びフランス国外に居住するフランス人の代表機関の選挙制度並びに地方公共団体議会の構成員に関する選挙による任務及び職務に就く要件
- 各種公施設の設置
- 国の文官及び武官に与えられる基本的保障
- 企業の国営化及び企業の所有権の公的部門から私的部門への移管
- 3 次に掲げる事項に関する基本原理は、法律により定める。
- 国防の一般組織
- 地方公共団体の自治行政、権限及び財源
- 教育
- 環境の保全
- 所有制度、物権並びに民事上及び商事上の債務
- 労働権、労働組合の権利及び社会保障
- 4 組織法律に定める要件及び留保の下で、国の歳入及び歳出は、財政法律により定める。
- 5 組織法律に定める要件及び留保の下で、社会保障資金調達法律により、その財政均衡に関する一般的要件を定め、収入の予測を考慮し支出の目標を定める。
- 6 国の行動の目標は、^(注6)計画化法律により定める。
- 7 公共財政に関する複数年の方針は、計画化法律により定める。この方針は、公共行政における会計均衡の目標の中に位置づけられる。
- 8 本条の規定は、組織法律により明確にし、及び補完することができる。
- 第34条の1※〔決議〕**
- 1 議院は、組織法律に定める要件の下で、決議を議決することができる。
- 2 その採択若しくは否決により政府が責任を
- あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式。
通貨発行制度。
- 3 また、次に掲げる事項に関する規則も、法律により定める。
- 国会両議院及び地方議会〔挿入〕の選挙制度〔挿入〕
- 各種公施設の設置
- 国の文官及び武官に与えられる基本的保障
- 企業の国営化及び企業の所有権の公的部門から私的部門への移管
- 4 次に掲げる事項に関する基本原理は、法律により定める。
- 国防の一般組織
- 地方公共団体の自治行政、権限及び財源
- 教育
- 環境の保全
- 所有制度、物権並びに民事上及び商事上の債務
- 労働権、労働組合の権利及び社会保障
- 5 組織法律に定める要件及び留保の下で、国の歳入及び歳出は、財政法律により定める。
- 6 組織法律に定める要件及び留保の下で、社会保障資金調達法律により、その財政均衡に関する一般的要件を定め、収入の予測を考慮し支出の目標を定める。
- 7 国の経済的及び社会的行動の目標は、計画法律により定める。
〔新設〕
- 8 本条の規定は、組織法律により明確にし、及び補完することができる。
〔新設〕

問われる性質のものであるか、又は政府に対する命令を含むと政府が判断する場合は、その決議の提案は受理されず、〔議院の〕議事日程に登載することができない。

第35条〔宣戦・軍事介入〕

- 1 宣戦は、国会により承認される。
- 2 政府は、外国に軍事力を介入させる決定を、介入開始から3日以内に、国会に通知する。この通知は、追求する目的を明示する。この通知は、討論に付することができるが、いかなる表決も行わない。
- 3 介入期間が4か月を超える場合には、政府は、この延長につき国会に委ね、その承認を得る。政府は、最終的決定については国民議会に要求することができる。
- 4 4か月を超える際に国会が会期外の場合には、国会は、次の会期の開会時に決定する。

第38条〔オールドナンス〕

- 1 政府は、その政策計画を実施するために、通常は法律の所管に属する措置を、期間を限定して、オールドナンスにより定めることの承認を、国会に要求することができる。
- 2 オールドナンスは、コンセイユ・デタの意見を得た後に、閣議で決定する。オールドナンスは、公布と同時に発効するが、承認のための政府提出法律案が授権法律に定める期日までに国会に提出されない場合には無効となる。オールドナンスの承認は、明示的な方法によってのみ行うことができる。
- 3 本条第1項に定める期間経過後は、オールドナンスの改正に関して、法律の所管に属する事項については、法律によってのみ行うことができる。

第39条※〔法律案の提出〕

- 1 法律の発議権は、首相及び国会議員の両者各々に属する。
- 2 政府提出法律案は、コンセイユ・デタの意見を得た後に閣議において決定し、いずれ

第35条〔宣戦〕

宣戦は、国会により承認される。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第38条〔オールドナンス〕

- 1 政府は、その政策計画を実施するために、通常は法律の所管に属する措置を、期間を限定して、オールドナンスにより定めることの承認を、国会に要求することができる。
 - 2 オールドナンスは、コンセイユ・デタの意見を得た後に、閣議で決定する。オールドナンスは、公布と同時に発効するが、承認のための政府提出法律案が授権法律に定める期日までに国会に提出されない場合には無効となる。
- 〔挿入〕

- 3 本条第1項に定める期間経過後は、オールドナンスの改正に関して、法律の所管に属する事項については、法律によってのみ行うことができる。

第39条〔法律案の提出〕

- 1 法律の発議権は、首相及び国会議員の両者各々に属する。
- 2 政府提出法律案は、コンセイユ・デタの意見を得た後に閣議において決定し、いずれ

かの議院の理事部に提出する。政府提出財政法律案及び政府提出社会保障資金調達法律案は、先に国民議会に提出される。地方公共団体の組織を主たる対象とする〔削除〕政府提出法律案は、先に元老院に提出されるが、第44条第1項は、排除されない。

3 国民議会又は元老院に対する政府提出法律案の提出については、組織法律の定める要件を満たすものとする。

4 先議の議院の議事協議会が、組織法律に定める規則が遵守されていないと認めた場合には、政府提出法律案は、〔議院の〕議事日程に登載することができない。議事協議会と政府が不一致の場合は、当該議院の議長又は首相は、憲法院に付託することができ、憲法院は、8日以内に裁定する。

5 法律に定める要件の下で、一方の議院の議長は、自己の議院の1人の議員により提出された議員提出法律案を、委員会審査の前に、意見を得るためにコンセイユ・デタに付託することができる。ただし、当該議員がそのことに反対する場合には、この限りではない。

第41条*〔議員提出法律案の不受理〕

- 1 立法手続の進行中に、議員提出の法律案若しくは改正案が法律の所管に属さないか、又は第38条の規定に基づきなされた委任に反することが明らかとなった場合には、政府又は提出された議院の議長は、不受理を主張することができる。
- 2 政府と当該議院の議長の間で意見が一致しない場合には、いずれか一方の請求に応じて、憲法院が8日以内に裁定する。

第42条*〔審議の対象〕

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案の本会議における審議は、第43条の規定が適用される場合には、付託された委員会が採択した^(注7)原文について、又はその他の場合には、当該

かの議院の理事部に提出する。政府提出財政法律案及び政府提出社会保障資金調達法律案は、先に国民議会に提出される。地方公共団体の組織を主たる対象とする、及びフランス国外に居住するフランス人の代表機関に関する政府提出法律案は、先に元老院に提出されるが、第44条第1項は、排除されない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第41条〔議員提出法律案の不受理〕

- 1 立法手続の進行中に、議員提出の法律案若しくは改正案が法律の所管に属さないか、又は第38条の規定に基づきなされた委任に反することが明らかとなった場合には、政府〔挿入〕は、不受理を主張することができる。
- 2 政府と当該議院の議長の間で意見が一致しない場合には、いずれか一方の請求に応じて、憲法院が8日以内に裁定する。

第42条〔審議の対象〕

- 1 政府提出法律案の審議は、先議の議院において、政府提出の原文について行う。

議院に提出された原文について行う。

2 ただし、憲法改正政府提案並びに政府提出財政法律案及び政府提出社会保障資金調達法律案の本会議における審議は、先議の議院における最初の読会^(注8)においては、政府提出の原文について、それ以降の読会においては、他方の議院から送付された原文について行う。

3 政府提出法律案又は議員提出法律案に関する最初の読会における本会議の審議は、提出されてから6週を経過した場合にのみ先議の議院において行うことができる。これに関する本会議の審議は、後議の議院においては、送付されてから4週を経過した場合にのみ行うことができる。

4 第45条に定める要件の下で促進手続^(注9)が適用された場合には、前項が適用されない。前項は、政府提出財政法律案、政府提出社会保障資金調達法律案及び危機状態に関する政府提案にも適用されない。

第43条*〔委員会付託〕

1 政府提出法律案及び議員提出法律案は、各議院に8つを上限として設置される常任委員会の1つに審査のために付託される。

2 政府又は提出がなされた議院の要求に基づき、政府提出法律案及び議員提出法律案は、そのために特別に指定される委員会に審査のために付託される。

第44条*〔法律案の修正・一括投票〕

1 国会議員及び政府は、〔法律案〕修正権を有する。この修正権は、組織法律に定められた範囲内において、議院規則に定める要件の下で本会議又は委員会において行使される。

2 〔本会議の〕討論開始後は、政府は、事前に委員会に付託されなかったすべての修正案の審議に反対することができる。

3 政府が要求する場合には、法律案を提出された議院は、政府が提案し、又は承認した修

2 他の議院が可決した原文を提出された議院は、送付された原文について審議する。

〔新設〕

〔新設〕

第43条〔委員会付託〕

1 政府提出法律案及び議員提出法律案は、政府又は提出がなされた議院の要求に基づき、そのために特別に指定される委員会に審査のために付託される。

2 前項に掲げる要求がなされなかった政府提出法律案及び議員提出法律案は、各議院に6つを上限として設置される常任委員会の1つに付託される。

第44条〔法律案の修正・一括投票〕

1 国会議員及び政府は、〔法律案〕修正権を有する。〔挿入〕

2 〔本会議の〕討論開始後は、政府は、事前に委員会に付託されなかったすべての修正案の審議に反対することができる。

3 政府が要求する場合には、法律案を提出された議院は、政府が提案し、又は承認した修

正案のみを除き、審議中の原文の全部又は一部につきただ1回の表決により議決する。

第45条*〔両議院の不一致・合同委員会〕

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案はすべて、同一原文の採択を目指して国会の両議院において順次審議される。第40条及び第41条の規定の適用を排除することなく、たとえ間接的なものであっても、提出又は送付された原文に関連するいかなる修正案も、最初の読会において受理される。
- 2 両議院の意見の不一致の結果、政府提出法律案若しくは議員提出法律案が、各議院における各々2回の読会の後に、又は議事協議会が一致して反対することなく政府が促進手続の適用を決定したときには各議院における各々ただ1回の読会の後に、採択されることができなかつた場合においては、首相又は議員提出法律案の場合は共同で行動する両議院の議長は、審議中の規定に関する原文を提出する任務を負った、各議院が同数を派遣する合同委員会の開催を求める権能を有する。
- 3 政府は、合同委員会により作成された原文を両議院に提出して承認を求めることができる。いかなる修正案も政府の同意なしには受理されない。
- 4 合同委員会が共通の原文の採択に至らないか、又は共通の原文が前項に定める要件の下で採択されない場合には、政府は、国民議会及び元老院による各々もう1回の読会の後に、国民議会に対し最終的決定を行うよう要求することができる。この場合には、国民議会は、合同委員会が作成した原文、自己が可決した最後の原文、又は場合によってはこの最後の原文に対して元老院が採択した1つ若しくは複数の修正により変更を加えた原文を取り上げることができる。

第46条*〔組織法律〕

- 1 憲法が組織法律の性格を付与する法律は、

正案のみを除き、審議中の原文の全部又は一部につきただ1回の表決により議決する。

第45条〔両議院の不一致・合同委員会〕

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案はすべて、同一原文の採択を目指して国会の両議院において順次審議される。〔挿入〕
- 2 両議院の意見の不一致の結果、政府提出法律案若しくは議員提出法律案が、各議院における各々2回の読会の後に、又は〔挿入〕政府が緊急を要することを宣言したときには各議院における各々ただ1回の読会の後に、採択されることができなかつた場合においては、首相〔挿入〕は、審議中の規定に関する原文を提出する任務を負った、各議院が同数を派遣する合同委員会の開催を求める権能を有する。
- 3 政府は、合同委員会により作成された原文を両議院に提出して承認を求めることができる。いかなる修正案も政府の同意なしには受理されない。
- 4 合同委員会が共通の原文の採択に至らないか、又は共通の原文が前項に定める要件の下で採択されない場合には、政府は、国民議会及び元老院による各々もう1回の読会の後に、国民議会に対し最終的決定を行うよう要求することができる。この場合には、国民議会は、合同委員会が作成した原文、自己が可決した最後の原文、又は場合によってはこの最後の原文に対して元老院が採択した1つ若しくは複数の修正により変更を加えた原文を取り上げることができる。

第46条〔組織法律〕

- 1 憲法が組織法律の性格を付与する法律は、

次に定める要件の下で議決及び改正される。

- 2 政府提出法律案又は議員提出法律案を、最初の読会において、議院における審議及び表決の対象とすることができるのは、第42条第3項に定める期限が経過した場合のみである。ただし、第45条に定める要件の下で促進手続が適用された場合には、政府提出法律案又は議員提出法律案は、提出後15日の期限前に、先議の議院における審議〔削除〕の対象とすることができない。
- 3 第45条の手続は、適用することができる。ただし、両議院が同意に達することができない場合には、原文を国民議会の最終読会で採択することができるのは、その議員の絶対多数によってのみである。
- 4 元老院に関する組織法律は、両議院により同一内容で可決されなければならない。
- 5 組織法律は、憲法院によりその合憲性が裁定された後にのみ、審署することができる。

第47条〔政府提出財政法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出財政法律案を議決する。
- 2 国民議会在が政府提出財政法律案の提出後40日以内に最初の読会における決定を行わない場合には、政府は、これを元老院に提出し、元老院は、15日以内に決定しなければならない。その後の手続は、第45条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が70日以内に決定を行わない場合には、政府提出財政法律案の規定は、オールドナンスにより発効させることができる。
- 4 1会計年度の歳入及び歳出を定める政府提出財政法律案が当該年度の開始前に審署するのに適した時期に提出されなかった場合には、政府は、国会に対し租税を徴収する許可を緊急に要求し、及び可決済みの役務に係る費用をデクレにより支出する。
- 5 本条に定める期間は、国会が会期外の場合

次に定める要件の下で議決及び改正される。

- 2 〔挿入〕政府提出法律案又は議員提出法律案は、提出後15日の期限前に、先議の議院における審議及び表決の対象とすることができない。
- 3 第45条の手続は、適用することができる。ただし、両議院が同意に達することができない場合には、原文を国民議会の最終読会で採択することができるのは、その議員の絶対多数によってのみである。
- 4 元老院に関する組織法律は、両議院により同一内容で可決されなければならない。
- 5 組織法律は、憲法院によりその合憲性が裁定された後にのみ、審署することができる。

第47条〔政府提出財政法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出財政法律案を議決する。
- 2 国民議会在が政府提出財政法律案の提出後40日以内に最初の読会における決定を行わない場合には、政府は、これを元老院に提出し、元老院は、15日以内に決定しなければならない。その後の手続は、第45条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が70日以内に決定を行わない場合には、政府提出財政法律案の規定は、オールドナンスにより発効させることができる。
- 4 1会計年度の歳入及び歳出を定める政府提出財政法律案が当該年度の開始前に審署するのに適した時期に提出されなかった場合には、政府は、国会に対し租税を徴収する許可を緊急に要求し、及び可決済みの役務に係る費用をデクレにより支出する。
- 5 本条に定める期間は、国会が会期外の場合

には、中断される。

[削除。新第47条の2第1項第2文へ移動・字句追加]

第47条の1〔政府提出社会保障資金調達法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出社会保障資金調達法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出社会保障資金調達法律案の提出後20日以内に最初の読会における決定を行わない場合には、政府は、これを元老院に提出し、元老院は、15日以内に決定しなければならない。その後の手続は、第45条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が50日以内に決定を行わない場合には、政府提出社会保障資金調達法律案の規定は、オルドナンスにより発効させることができる。
- 4 本条に定める期間は、国会が会期外の場合で、かつ、各議院につき第28条第2項の規定に従い本会議を開かないと決定した週の間は、中断される。

[削除。新第47条の2第1項第2文へ移動・字句追加]

第47条の2〔会計検査院・公会計原則〕

- 1 会計検査院は、政府の行為の監視について、国会を補佐する。会計検査院は、財政法律の執行及び社会保障資金調達法律の適用の監視並びに公共政策の評価について、国会及び政府を補佐する。公的報告を通して、会計検査院は、市民の情報収集に貢献する。
- 2 公共行政の会計は、適法かつ公正なものとする。この会計は、管理、財産及び財政状況に関する結果を正確に表すものとする。

第48条*〔議院の議事日程〕

- 1 [削除] 議事日程は、各議院が定める。ただし、第28条の最後の3項の適用を排除することはない。

には、中断される。

6 会計検査院は、財政法律の執行の監視〔挿入〕について、国会及び政府を補佐する。

第47条の1〔政府提出社会保障資金調達法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出社会保障資金調達法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出社会保障資金調達法律案の提出後20日以内に最初の読会における決定を行わない場合には、政府は、これを元老院に提出し、元老院は、15日以内に決定しなければならない。その後の手続は、第45条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が50日以内に決定を行わない場合には、政府提出社会保障資金調達法律案の規定は、オルドナンスにより発効させることができる。
- 4 本条に定める期間は、国会が会期外の場合で、かつ、各議院につき第28条第2項の規定に従い本会議を開かないと決定した週の間は、中断される。

5 会計検査院は、社会保障資金調達法律の適用の監視〔挿入〕について、国会及び政府を補佐する。

[新設]

[新設。旧第47条第6項及び旧第47条の1第5項から移動・字句追加]

[新設]

第48条〔議院の議事日程〕

- 1 両議院の議事日程は、政府提出法律案及び政府が同意した議員提出法律案の審議を優先的かつ政府の定めた順序に従って組み込む。ただし、第28条の最後の3項の適用を排除す

2 4週に2週の本会議は、政府が議事日程への登載を求める原文の審議及び討論のために、優先的かつ政府が定めた順序により留保される。

3 また、政府提出財政法律案、政府提出社会保障資金調達法律案並びに次項の規定の留保の下に、6週以上前に他の議院から送付された原文、危機状態に関する政府提案及び第35条に定める承認に対する要求についての審議は、政府の要求に従い、優先的に議事日程に登載される。

4 4週に1週の本会議は、政府の行為の監視及び公共政策の評価のために、優先的かつ各議院が定める順序により留保される。

5 月に1日の本会議は、議院内の反対会派及び少数会派の発議に基づき、各議院において定める議事日程に〔削除〕留保される。〔旧第3項から移動・字句修正〕

6 第29条に定める臨時会期の間を含め、週に少なくとも1回の本会議は、国会議員の質問及び政府の答弁のために優先的に留保される。〔旧第2項から移動・字句追加〕

第49条*〔不信任動議〕

1 首相は、閣議で決定した後、政府の政策計画又は場合によっては一般政策声明について、国民議会に対し政府の責任をかける。

2 国民議会は、不信任動議の議決により政府の責任を追及する。この動議は、国民議会議員の少なくとも10分の1の署名がなければ、受理されない。表決は、動議提出から48時間後でなければ行うことができない。不信任動議に賛成の票のみが計算され、国民議会議員の過半数によってのみ採択することができる。次項に定める場合を除き、1人の国民議会議員は、同一通常会期中3つを超える不信任動議の署名者となること及び同一臨時会期中1つを超える不信任動議の署名者となるこ

ることはない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 〔挿入〕週に少なくとも1回の本会議は、国会議員の質問及び政府の答弁のために優先的に留保される。〔新第6項へ移動・字句追加〕

3 月に1回の本会議は、〔挿入〕各議院において定める議事日程に優先的に留保される。〔新第5項へ移動・字句修正〕

第49条〔不信任動議〕

1 首相は、閣議で決定した後、政府の政策計画又は場合によっては一般政策声明について、国民議会に対し政府の責任をかける。

2 国民議会は、不信任動議の議決により政府の責任を追及する。この動議は、国民議会議員の少なくとも10分の1の署名がなければ、受理されない。表決は、動議提出から48時間後でなければ行うことができない。不信任動議に賛成の票のみが計算され、国民議会議員の過半数によってのみ採択することができる。次項に定める場合を除き、1人の国民議会議員は、同一通常会期中3つを超える不信任動議の署名者となること及び同一臨時会期中1つを超える不信任動議の署名者となるこ

とはできない。

3 首相は、閣議で決定した後、政府提出財政法律案又は政府提出社会保障資金調達法律案の議決によって、国民議会に対して政府の責任をかけることができる。この場合には、その後24時間以内に提出された不信任動議が前項に定める要件の下で可決される場合を除き、その政府提出法律案は、採択されたものとみなされる。更に、首相は、1会期ごとに1つの他の政府提出法律案又は1つの議員提出法律案について、この手続によることができる。

4 首相は、元老院に対し、一般政策声明に対する承認を求める権能を有する。

第50条の1*〔政府の声明〕

1つの議院又は他の議院〔国民議会又は元老院〕において、政府は、自己の発議又は第51条の1における意味の会派の1つによる要求により、一定の主題に関して続けて討論が行われる声明を発し、かつ、自らが決定した場合には、自らの責任をかけることなく表決の対象とさせることができる。

第51条の1*〔会派の権利〕

議院内に構成される会派の権利は、各議院の規則により定める。議院内の反対会派及び少数会派の特別な権利は、この規則により承認される。

第51条の2*〔調査委員会〕

1 第24条第1項に定める監視及び評価の任務を遂行するために、法律に定める要件の下で、〔判断材料となる〕情報を収集する目的により調査委員会を各議院に設置することができる。

2 調査委員会の組織及び運営の規則は、法律により定める。調査委員会を設置する要件は、各議院の規則により定める。

第7章 憲法院

第56条*〔構成・院長の権限〕

1 憲法院は、任期9年で再任されることがな

とはできない。

3 首相は、閣議で決定した後、原文の議決によって、国民議会に対して政府の責任をかけることができる。この場合には、その後24時間以内に提出された不信任動議が前項に定める要件の下で可決される場合を除き、その原文は、採択されたものとみなされる。〔挿入〕

4 首相は、元老院に対し、一般政策声明に対する承認を求める権能を有する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第7章 憲法院

第56条〔構成・院長の権限〕

1 憲法院は、任期9年で再任されることがな

い9人の構成員から成る。憲法院は、3年ごとに3分の1ずつ交替する。構成員のうち、3人が共和国大統領により、3人が国民議会議長により、及び3人が元老院議長により任命される。第13条最終項に定める手続は、構成員の任命に適用される。各議院議長による任命は、その議院における所管の常任委員会の意見にのみ従い行われる。

- 2 前項に定める9人の構成員のほかに、元共和国大統領が当然に終身の憲法院構成員となる。
- 3 院長は、共和国大統領が任命する。院長は、可否同数の場合には、裁決権を有する。

第61条〔法律の合憲性審査〕

- 1 組織法律は審署前に、第11条に定める議員提出法律案は国民投票への付託前に、及び国会の議院規則は施行前に、憲法院に付託しなければならず、憲法院は、それらの合憲性につき裁定する。
- 2 同じ目的で、法律は審署前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議會議員又は60人の元老院議員により、憲法院に付託することができる。
- 3 前2項に定める場合には、憲法院は、1か月以内に裁定しなければならない。ただし、緊急の場合には、政府の要求により、この期間が8日に短縮される。
- 4 これらの場合には、憲法院への付託は、審署の期間の進行を停止する。

第61条の1※〔訴訟に伴う合憲性審査〕

- 1 裁判所で係争中の訴訟の場合において、法律の規定が憲法の保障する権利及び自由に対する侵害をもたらすと主張されているときは、憲法院は、^(注11)コンセイユ・デタ又は破棄院から移送を受けてこの問題を付託され、定められた期間内に裁定することができる。
- 2 本条を適用する要件は、組織法律により定める。

い9人の構成員から成る。憲法院は、3年ごとに3分の1ずつ交替する。構成員のうち、3人が共和国大統領により、3人が国民議会議長により、及び3人が元老院議長により任命される。〔挿入〕

- 2 前項に定める9人の構成員のほかに、元共和国大統領が当然に終身の憲法院構成員となる。
- 3 院長は、共和国大統領が任命する。院長は、可否同数の場合には、裁決権を有する。

第61条〔法律の合憲性審査〕

- 1 組織法律は審署前に、〔挿入〕及び国会の議院規則は施行前に、憲法院に付託しなければならず、憲法院は、それらの合憲性につき裁定する。
- 2 同じ目的で、法律は審署前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議會議員又は60人の元老院議員により、憲法院に付託することができる。
- 3 前2項に定める場合には、憲法院は、1か月以内に裁定しなければならない。ただし、緊急の場合には、政府の要求により、この期間が8日に短縮される。
- 4 これらの場合には、憲法院への付託は、審署の期間の進行を停止する。

〔新設〕

第62条〔裁定の効力〕

- 1 第61条の規定に基づき違憲であると裁定された規定は、審署することも施行することもできない。
- 2 第61条の1の規定に基づき違憲であると裁定された規定は、憲法院の裁定が公表される時又は裁定が定めるそれより後の日から廃止される。憲法院は、この規定により生じる効力について、再検討を行うことが許される要件及び限界を裁定する。
- 3 憲法院の裁定は、いかなる上訴も許さない。憲法院の裁定は、公権力並びにすべての行政的及び司法的機関を拘束する。

第8章 司法権**第65条※〔司法官職高等評議会〕**

〔削除〕

- 1 司法官職高等評議会(以下本章において「評議会」という。)は、裁判官管轄部会及び検察官管轄部会から成る。
- 2 裁判官管轄部会は、破棄院院長が主宰する。更に、この部会は、〔削除〕5人の裁判官及び1人の検察官、 CONSEILY・DETAが指名する1人の CONSEILY・DETA 評定官、1人の弁護士並びに国会、司法機構及び行政機構のいずれにも属さない6人の資格のある有識者から成る。共和国大統領、国民議会議長及び元老院議長は、各々2人の資格のある有識者を指名する。第13条最終項に定める手続は、資格のある有識者の任命に適用される。国会の各議院議長による任命は、その議院における所管の常任委員会の意見にのみ従い行われる。
- 3 検察官管轄部会は、破棄院付き検事長が主

第62条〔裁定の効力〕

- 1 〔挿入〕 違憲であると裁定された規定は、審署することも施行することもできない。

〔新設〕

- 2 憲法院の裁定は、いかなる上訴も許さない。憲法院の裁定は、公権力並びにすべての行政的及び司法的機関を拘束する。

第8章 司法権**第65条〔司法官職高等評議会〕**

- 1 司法官職高等評議会(以下本章において「評議会」という。)は、共和国大統領が主宰する。法務大臣は、当然にその副議長となる。法務大臣は共和国大統領を代理することができる。
- 2 評議会は、2つの部会から成り、1つは裁判官管轄部会、他は検察官管轄部会である。
- 3 〔挿入〕 裁判官管轄部会は、共和国大統領及び法務大臣のほかに、5人の裁判官及び1人の検察官、 CONSEILY・DETAが指名する1人の CONSEILY・DETA 評定官〔挿入〕並びに共和国大統領、国民議会議長及び元老院議長が各々1人を指名するところの、国会にも司法機構〔挿入〕にも属さない3人の有識者から成る。〔挿入〕
- 4 〔挿入〕 検察官管轄部会は、共和国大統領及

宰する。更に、この部会は、[削除] 5人の検察官及び1人の裁判官並びに第2項に定める コンセイユ・デタ評定官、弁護士及び6人の資格のある有識者から成る。

4 評議会の裁判官管轄部会は、破棄院裁判官、控訴院院長及び大審裁判所所長の任命について提案する。他の裁判官は、この部会の統一意見に基づき任命する。

5 評議会の検察官管轄部会は、[削除] 検察官に関する任命について意見を述べる。

6 評議会の裁判官管轄部会は、裁判官懲戒委員会として裁定する。この場合には、部会は、第2項に定める構成員に加え、検察官管轄部会に属する裁判官も含める。

[削除。新第5項へ移動・字句削除]

7 評議会の検察官管轄部会は、検察官に関する懲戒について意見を述べる。この場合には、部会は、第3項に定める構成員に加え、裁判官管轄部会に属する検察官も含める。

8 評議会は、第64条の規定に従い共和国大統領が行った意見を求めての諮問に対して回答するために、全体部会を招集する。評議会は、司法官の職業倫理に関する問題及び法務大臣が付託する司法の運営に関するあらゆる問題について、全体部会において裁定する。全体部会は、第2項に定める5人の裁判官の中の3人、第3項に定める5人の検察官の中の3人並びに第2項に定めるコンセイユ・デタ評定官、弁護士及び6人の資格のある有識者から成る。全体部会は、破棄院院長により主宰され、破棄院付き検事長は、その代理をすることができる。

9 懲戒事項に関する場合を除き、法務大臣は、評議会の部会の会議に参加することができる。

10 評議会は、組織法律に定める要件の下で、

び法務大臣のほか、5人の検察官及び1人の裁判官並びに前項に定める コンセイユ・デタ評定官 [挿入] 及び3人の有識者から成る。

5 評議会の裁判官管轄部会は、破棄院裁判官、控訴院院長及び大審裁判所所長の任命について提案する。他の裁判官は、この部会の統一意見に基づき任命する。

[新設。旧第7項から移動・字句削除]

6 [挿入] 裁判官管轄部会は、裁判官懲戒委員会として裁定する。この場合には、部会を破棄院院長が主宰する。

7 評議会の検察官管轄部会は、閣議で任命する職を除き、検察官に関する任命について意見を述べる。

8 [挿入] 検察官管轄部会は、検察官に関する懲戒について意見を述べる。この場合には、部会を破棄院付き検事長が主宰する。

[新設]

[新設]

[新設]

[審査の対象となる] 当事者から付託を受け
ることができる。

11 本条適用の要件は、組織法律により定める。

第11章 経済・社会・環境評議会

第69条※[法令案に関する意見・請願]

- 1 経済・社会・環境評議会(以下本章において「評議会」という。)は、政府の付託により、政府提出法律案、オルドナンスの案又はデクレの案について、及び自己に付託された議員提出法律案について、意見を答申する。
- 2 評議会は、付託された政府提出法律案又は議員提出法律案に関する評議会の意見を国会の両議院で説明するために、構成員の1人を指名することができる。
- 3 評議会は、組織法律に定める要件の下で、請願により付託を受けることができる。請願の審査の後に、評議会は、この請願に対して提示することが勧められる対応策について、政府及び国会に通知する。

第70条〔諮問事項〕

評議会は、[削除] 経済的、社会的又は環境的性格を有するあらゆる問題につき、政府及び国会の諮問を受けることができる。また、政府は、公共財政に関する複数年の方針に関して規定する政府提出計画化法律案について、評議会に諮問することができる。経済的、社会的又は環境的性格を有するあらゆる計画又はあらゆる政府提出計画化法律案は、評議会に諮問され意見を求められる。

第71条〔構成・運営規則〕

その構成員の数が233人を超えることはできないものとして、評議会の構成及び運営の規則は、組織法律により定める。

第11章の2 権利擁護官

第71条の1※〔任務・任期等〕

- 1 権利擁護官は、国の行政機関、地方公共団

9 本条適用の要件は、組織法律により定める。

第11章 経済・社会[挿入]評議会

第69条〔法令案に関する意見〕

- 1 経済・社会[挿入]評議会(以下本章において「評議会」という。)は、政府の付託により、政府提出法律案、オルドナンスの案又はデクレの案について、及び自己に付託された議員提出法律案について、意見を答申する。
- 2 評議会は、付託された政府提出法律案又は議員提出法律案に関する評議会の意見を国会の両議院で説明するために、構成員の1人を指名することができる。

[新設]

第70条〔諮問事項〕

評議会は、同様に、経済的又は社会的性格を有するあらゆる問題につき、政府[挿入]の諮問を受けることができる。[挿入] 経済的又は社会的性格を有するあらゆる計画又はあらゆる政府提出計画法律案は、評議会に諮問され意見を求められる。

第71条〔構成・運営規則〕

[挿入] 評議会の構成及び運営の規則は、組織法律により定める。

[新設]

[新設]

体、公施設及び公役務の任務を与えられているか、又は組織法律が権限を付与しているあらゆる社団による権利並びに自由の尊重につき、監視する。

- 2 権利擁護官は、公役務又は前項に定められた社団の運営により自己の権利を侵害されたと考えるあらゆる者から、組織法律に定める要件の下で、申立てを受けることができる。権利擁護官は、職権により自ら申立てを行うことができる。
- 3 権利擁護官の権限及び仲裁方式は、組織法律により定める。権利擁護官が一定の権限の行使につき他の複数の者による補佐を受けることができる要件については、組織法律により定める。
- 4 権利擁護官は、第13条最終項に定める手続が適用された後、再任されることがない6年の任期で共和国大統領により任命される。権利擁護官の職は、政府構成員及び国会議員の職と兼ねることができない。他の兼職禁止は、組織法律により定める。
- 5 権利擁護官は、共和国大統領及び国会に対して、自己の活動報告を行う。

第12章 地方公共団体

第72条の3〔海外地方公共団体〕

- 1 共和国は、自由、平等及び博愛という共通の理想の下に、フランス人民の中に海外住民が存在することを承認する。
- 2 グアドループ、ギアナ、マルチニーク、レユニオン、マイヨット、サンバルテルミー、サンマルタン、サンピエール・エ・ミクロン、ワリス・フテュナ諸島、仏領ポリネシアについては、海外県及び海外州並びに第73条最終項により設置される地方公共団体に関する第73条の規定、更に、他の地方公共団体に関する第74条の規定により規律される。
- 3 ニューカレドニアの地位は、第13章によ

第12章 地方公共団体

第72条の3〔海外地方公共団体〕

- 1 共和国は、自由、平等及び博愛という共通の理想の下に、フランス人民の中に海外住民が存在することを承認する。
- 2 グアドループ、ギアナ、マルチニーク、レユニオン、マイヨット、〔挿入〕サンピエール・エ・ミクロン、ワリス・フテュナ諸島、仏領ポリネシアについては、海外県及び海外州並びに第73条最終項により設置される地方公共団体に関する第73条の規定、更に、他の地方公共団体に関する第74条の規定により規律される。
- 3 ニューカレドニアの地位は、第13章によ

り規律される。

- 4 フランス領である南極周辺諸島及び南極大陸並びにクリッパートンにおける立法制度及び特別組織は、法律が定める。

第73条※〔海外県及び海外州での調整措置等〕

- 1 海外県及び海外州においては、法律及び命令は、当然に適用される。これらの法律及び命令は、当該地方公共団体の特別の性格及び制約を根拠とする調整の対象とすることができる。
- 2 前項の調整は、当該地方公共団体の権限が行使される事項について、場合に応じて法律又は命令が調整権限を認めた場合に決定することができる。
- 3 第1項にかかわらず、本条に定める地方公共団体は、その特殊性を考慮して、法律又は命令の所管に属し得る一定数の問題に関して、その領域内に適用される規則を自ら定めることを、場合に応じて法律又は命令により授権されることができる。
- 4 前項の規則は、国籍、市民権、公的自由の保障、人の身分及び能力、司法組織、刑法、刑事訴訟手続、外交政策、防衛、公共の安全及び秩序、通貨、貸付及び為替並びに選挙権については対象とすることができない。これらの列挙事項は、組織法律により明確にし、及び補完することができる。
- 5 前2項に定める規定は、レユニオンの県及び州には適用されない。
- 6 第2項及び第3項に定める授権は、組織法律に定める要件及び留保の下で、当該地方公共団体の要求に基づき行われる。この授権は、公的自由又は憲法上保障された権利行使の本質的要件が問題になる場合には、それを行うことができない。
- 7 海外県及び海外州に代わる地方公共団体を法律により設置するか、又はこれらの2つの地方公共団体のために1つの地方議会を設置

り規律される。

- 4 フランス領である南極周辺諸島及び南極大陸[挿入]における立法制度及び特別組織は、法律が定める。

第73条〔海外県及び海外州での調整措置等〕

- 1 海外県及び海外州においては、法律及び命令は、当然に適用される。これらの法律及び命令は、当該地方公共団体の特別の性格及び制約を根拠とする調整の対象とすることができる。
- 2 前項の調整は、当該地方公共団体の権限が行使される事項について、法律が調整権限を認めた場合に決定することができる。
- 3 第1項にかかわらず、本条に定める地方公共団体は、その特殊性を考慮して、法律の所管に属し得る一定数の問題に関して、その領域内に適用される規則を自ら定めることを、法律により授権されることができる。
- 4 前項の規則は、国籍、市民権、公的自由の保障、人の身分及び能力、司法組織、刑法、刑事訴訟手続、外交政策、防衛、公共の安全及び秩序、通貨、貸付及び為替並びに選挙権については対象とすることができない。これらの列挙事項は、組織法律により明確にし、及び補完することができる。
- 5 前2項に定める規定は、レユニオンの県及び州には適用されない。
- 6 第2項及び第3項に定める授権は、組織法律に定める要件及び留保の下で、当該地方公共団体の要求に基づき行われる。この授権は、公的自由又は憲法上保障された権利行使の本質的要件が問題になる場合には、それを行うことができない。
- 7 海外県及び海外州に代わる地方公共団体を法律により設置するか、又はこれらの2つの地方公共団体のために1つの地方議会を設置

する場合には、第72条の4第2項に定める手続に従い、当該地方公共団体の管轄地域で登録された選挙人の同意を得なければ、これを行うことができない。

第74条の1〔本土の法律の拡張適用等〕

1 政府は、第74条に定める海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいて、オールドナンスにより、国の権限に留まる事項について、必要な調整を行った上で本土に適用される法律の性格を有する規定を拡張して適用すること又は法律の性格を有する当該地方公共団体の特別組織に適用される規定を準用することができる。ただし、法律がこれらの規定について本手続によることを明示的に排除している場合は、この限りではない。

2 前項のオールドナンスは、関係する地方議会及びコンセイユ・デタの意見を得た後に、閣議により決定される。このオールドナンスは、公布後直ちに発効し、公布後18か月以内に国会の承認がなければ無効となる。

第75条の1〔地域語〕

地域語は、フランスの財産の一部を構成する。

第14章 フランス語圏及び提携協定

第87条〔フランス語圏〕

共和国は、フランス語を共有する諸国及び人民の間の連帯及び協力の発展に参画する。

第15章 欧州共同体及び欧州連合

第88条の4〔欧州共同体・欧州連合の諸法令案の国会提出等〕

1 政府は、〔削除〕欧州共同体及び欧州連合における諸法令案が、欧州連合〔閣僚〕理事会に送付された後直ちに、これを国民議会及び元老院に提出する。〔削除〕

する場合には、第72条の4第2項に定める手続に従い、当該地方公共団体の管轄地域で登録された選挙人の同意を得なければ、これを行うことができない。

第74条の1〔本土の法律の拡張適用〕

1 政府は、第74条に定める海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいて、オールドナンスにより、国の権限に留まる事項について、必要な調整を行った上で本土に適用される法律の性格を有する規定を拡張して適用すること〔挿入〕ができる。ただし、法律がこれらの規定について本手続によることを明示的に排除している場合は、この限りではない。

2 前項のオールドナンスは、関係する地方議会及びコンセイユ・デタの意見を得た後に、閣議により決定される。このオールドナンスは、公布後直ちに発効し、公布後18か月以内に国会の承認がなければ無効となる。

〔新設〕

第14章 〔挿入〕提携協定

〔新設〕

第15章 欧州共同体及び欧州連合

第88条の4〔欧州共同体・欧州連合の諸法令案の国会提出等〕

1 政府は、法律的性格を有する規定を含む欧州共同体及び欧州連合における諸法令案が、欧州連合〔閣僚〕理事会に送付された後直ちに、これを国民議会及び元老院に提出する。同様に、政府は、他の諸法令案及び欧州連合の機関から発せられるあらゆる文書を両議院に提出することができる。

- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に定める諸法令案及び欧州連合の機関から発せられるあらゆる文書に関して、場合によっては会期外に、欧州に関する決議を採択することができる。
- 3 国会の各議院において、欧州問題を管轄する委員会を設置する。

第88条の5〔国民投票への付託等〕

- 1 欧州連合及び欧州共同体への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。
- 2 ただし、各議院において5分の3の多数により、同一内容で採択される動議に関する表決による場合には、国会は、第89条第3項に定める手続に従い、この政府提出法律案の採択を承認することができる。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理事会^(注12)により招集が決定されていた政府間会議に従い行われる加盟に対しては、適用^(注13)されない。

第16章 改正

第89条〔憲法改正〕

- 1 憲法改正の発議権は、首相の提案に基づき共和国大統領に、及び国会議員に競合して帰属する。
- 2 〔憲法〕改正の政府提出法律案又は議員提出法律案は、第42条第3項に定める期間の要件の下で審議され、かつ、両議院により同一内容で可決されなければならない。この改正は、国民投票により承認された後に確定的なものとなる。
- 3 ただし、〔憲法〕改正の政府提出法律案は、共和国大統領が両院合同会議として招集される国会に提出することを決定する場合には、国民投票に付託されず、この場合には、〔憲法〕

- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に定める諸法令案又は文書に関して、場合によっては会期外に、〔挿入〕決議を議決することができる。

〔新設〕

第88条の5〔国民投票への付託〕

欧州連合及び欧州共同体への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。

〔新設〕

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理事会により招集が決定されていた政府間会議に従い行われる加盟に対しては、適用されない。

第16章 改正

第89条〔憲法改正〕

- 1 憲法改正の発議権は、首相の提案に基づき共和国大統領に、及び国会議員に競合して帰属する。
- 2 〔憲法〕改正の政府提出法律案又は議員提出法律案は、〔挿入〕両議院により同一内容で可決されなければならない。この改正は、国民投票により承認された後に確定的なものとなる。
- 3 ただし、〔憲法〕改正の政府提出法律案は、共和国大統領が両院合同会議として招集される国会に提出することを決定する場合には、国民投票に付託されず、この場合には、〔憲法〕

改正の政府提出法律案は、有効投票の5分の3の多数を得なければ承認されない。両院合同会議の理事部は、国民議会の理事部とする。

- 4 領土の保全が害されている場合には、いかなる〔憲法〕改正手続も着手し、又は続行することができない。
- 5 共和政体は、〔憲法〕改正の対象とすることができない。

2007年12月13日に署名されたリスボン条約(欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正する条約)が発効した時点で、第15章は、以下の規定となる。

第15章 欧州連合

第88条の4〔欧州立法案等の国会提出〕

- 1 政府は、欧州立法案及び~~〔削除〕~~欧州連合の他の諸法令案が、欧州連合〔閣僚〕理事会に送付された後直ちに、これを国民議会及び元老院に提出する。~~〔削除〕~~
- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に定める〔欧州立法案を含む〕諸法令案及び欧州連合の機関から発せられるあらゆる文書に関して、場合によっては会期外に、欧州に関する決議を採択することができる。
- 3 国会の各議院において、欧州問題を管轄する委員会を設置する。

第88条の5〔国民投票への付託等〕

- 1 欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。
- 2 ただし、各議院において5分の3の多数により、同一内容で採択される動議に関する表決による場合には、国会は、第89条第3項に

改正の政府提出法律案は、有効投票の5分の3の多数を得なければ承認されない。両院合同会議の理事部は、国民議会の理事部とする。

- 4 領土の保全が害されている場合には、いかなる〔憲法〕改正手続も着手し、又は続行することができない。
- 5 共和政体は、〔憲法〕改正の対象とすることができない。

2007年12月13日に署名されたリスボン条約(欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正する条約)が発効した時点で、第15章は、以下の規定となる。

第15章 欧州連合

第88条の4〔欧州立法案等の国会提出〕

- 1 政府は、欧州立法案及び法律の所管に属する規定を含む欧州連合の他の諸法令案が、欧州連合〔閣僚〕理事会に送付された後直ちに、これを国民議会及び元老院に提出する。同様に、政府は、他の諸法令案及び欧州連合の機関から発せられるあらゆる文書を両議院に提出することができる。
- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に定める〔欧州立法案を含む〕諸法令案又は文書に関して、場合によっては会期外に、〔挿入〕決議を議決することができる。

〔新設〕

第88条の5〔国民投票への付託〕

欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。

〔新設〕

定める手続に従い、この政府提出法律案の採択を承認することができる。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理事会により招集が決定されていた政府間会議に従い行われる加盟に対しては、適用されない。

第88条の6〔補完性原理〕

- 1 国民議会又は元老院は、補完性原理に対する欧州立法案の適合性について、理由を付した意見を表明することができる。この意見は、当該議院の議長から、欧州議会並びに欧州の〔閣僚〕理事会及び委員会の長へ送付される。政府は、この意見について通知を受ける。
- 2 各議院は、補完性原理の侵害を理由に欧州立法について欧州連合司法裁判所に提訴することができる。この提訴は、政府により、欧州連合司法裁判所に送付される。
- 3 前項の目的のために、各議院の規則に定める発議及び審議の方式に従い、場合によっては会期外に、決議を採択することができる。60人の国民議会議員又は60人の元老院議員の要求がある場合には、当然にこの提訴を行うことができる。

注

- (1) 調査及び立法審査局政治議会課憲法室：三輪宏室長、山岡規雄主査、諸橋邦彦副主査（現在農林環境課所属。政治議会課憲法室在職中に翻訳を行った）。
- (2) 「公的な意見」はフランス語原文ではavis public。「公の勧告」との邦訳も可能である（『フランスの地方財政』CLAIR report 27号，自治体国際化協会，1991，p.48）。
- (3) 議長による代理朗読。
- (4) 内容は同趣旨と言えるが、フランス語原文では、旧第34条第1項は受動態の構文で、新第1項第1文は能動態の構文。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理事会により招集が決定されていた政府間会議に従い行われる加盟に対しては、適用されない。

第88条の6〔補完性原理〕

- 1 国民議会又は元老院は、補完性原理に対する欧州立法案の適合性について、理由を付した意見を表明することができる。この意見は、当該議院の議長から、欧州議会並びに欧州の〔閣僚〕理事会及び委員会の長へ送付される。政府は、この意見について通知を受ける。
- 2 各議院は、補完性原理の侵害を理由に欧州立法について欧州連合司法裁判所に提訴することができる。この提訴は、政府により、欧州連合司法裁判所に送付される。
- 3 前項の目的のために、各議院の規則に定める発議及び審議の方式に従い、場合によっては会期外に、決議を採択することができる。〔挿入〕

- (5) 第5共和制の諸制度の近代化に関する2008年7月23日憲法的法律第2008-724号第46条による。
- (6) 「計画化法律」はフランス語原文ではDes lois de programmation。「計画法律（改正前の用語）」は原文ではDes lois de programme。
- (7) 「原文」はフランス語原文ではtexte。法律案、改正案、成案のように、文脈で訳し分けることも可能であるが、成文法の方式をとった規範（法律、デクレなど）の原文を指すことから、本稿では「原文」と一律に訳した。（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会，2002，p.593参照）
- (8) 「読会」はフランス語原文ではlecture。審議会とも訳される。1つの議院における審議・議決の一連の

過程を1単位とする概念で、英国の読会 (reading) と異なる。

- (9) 「促進手続」はフランス語原文ではprocédure accélérée。迅速審議手続との邦訳もある(南野森「フランス—2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号, 2009.4, p.94)。
- (10) 反対会派とは、議院内で多数派に属さない会派を指し、少数会派とは、連立により多数派が形成される場合における当該多数派内の非主要会派を指す(曾我部真裕「議会内における野党会派の位置づけについて—フランスの2008年憲法改正を素材として

—」『法学論叢』164巻1～6号, 2009.3, p.561)。

- (11) 破毀院とも書かれる。
- (12) 「欧州理事会」はフランス語原文ではConseil européen。構成国元首、首脳らから成る欧州連合の最高意思決定機関であり、一般的政治指針を定める。〔閣僚〕理事会 (Conseil de l'Union européenne) とは別個の機関である。〔閣僚〕理事会は、構成国の閣僚級代表 (外相等) から構成され、E U・E Cの国益調整、立法・政策決定に当たる。
- (13) ルーマニア、ブルガリア、クロアチア。